

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する意見

平成 24 年 2 月 7 日
全 国 市 長 会
共通番号制度等に関する検討会

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」について、次のとおり意見を提出するので、適切に対処されたい。

記

1. 法案第 1 条の目的規定に、この法律を制定する理念を分かりやすく規定されたい。
第 3 条の「個人番号及び法人番号の有用性及び適正な取扱いの確保」でも触れてはいるが、「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」の目的で記述していたように、「国民の利便性の向上」や「行政の正確性及び効率性の向上」あるいは「より公平・公正な社会の実現への寄与」などを盛り込み、この法律制定の狙いを十分反映したものとすること。
2. 法案第 4 条、第 5 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 3 項並びに附則第 3 条の規定により市町村長が処理することとされている事務は、法定受託事務とされているところから、これらの事務に係る市町村の関係経費（市町村のシステム設計・構築・改修に係る経費、個人番号カードの発行経費等）については、国が全額措置するなど、市町村に新たな財政負担を生じさせないこととされたい。
3. 個人番号カードの導入により、住民基本台帳カードは廃止し、個人番号カードの様式その他については総務省令で定めるとしているが、平成 15 年度以後、住民基本台帳カードの普及促進に取り組んできた市町村や市民にとって不利益や非効率な取扱いとならないような移行措置を講じるとともに、個人番号カードの様式、機能などについても今後、市町村と十分協議されたい。
4. 個人番号の指定及び通知や基礎番号の生成にかかる政令及び個人番号カードにかかる政省令を定めるときは、事前に市町村と十分協議されたい。

5. 市町村においては、法成立後、情報システムの改修や膨大な事務等が必要となることから、市町村において作業が必要となる準備行為について整理し、第13条第1項に規定されている指針等基準や手順等を早期に示すなど、十分な情報提供を行うこととされたい。
なお、それらの基準や手順等の作成に当たっては、事前に市町村と十分に調整すること。
6. 市町村における番号制度の円滑な導入を図るため、市町村におけるシステムなど業務運用について、国の責任において、事前に検証を行う行程を設けるとともに、そのための期間を十分に確保されたい。
7. 市町村における個人情報保護はそれぞれが定める条例によることとなっていることから、いわゆるマイナンバー法とこれらの条例との整合を図るために、市町村に対して、十分な情報提供及び勧奨を行うこととされたい。
8. 罰則については、番号個人情報の活用場面における不正を防ぎ、社会保障・税番号制度が国民の安心と信頼を得るような罰則制度とする観点から、さらなる重罰化とするよう検討されたい。
9. いわゆるマイナンバー法について、国において十分な周知を行うとともに、導入時の混乱を未然に防ぐためのあらゆる施策を講じられたい。
10. 法案附則第6条において、法律の施行後5年を目途として法律の規定について検討を加えることとされているが、国民の利便性の向上のためには、できる限り早期に見直しを行うべきと考えるので、必要に応じ3年を目途として検討するなど、早期に見直しを図られたい。
11. 番号制度は、わが国の行政の総合化を実現する基盤となり、迅速・正確かつ効率的な行政を創造するものであることを重視し、国民や地方公共団体においても有用かつ十分機能するように、政府が十分に連携しつつ事業推進にあたられたい。